



三重県公報

平成15年3月17日(月)

号外

目次

条例

- 三重県企業立地促進条例……………(企業立地推進チーム) 28
- 三重県自然環境保全条例……………(人と自然の環境共生チーム) 31
- 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(都市基盤チーム) 49
- 三重県の事務処理の特例に関する条例及び三重県手数料条例の一部を改正する条例……………(人と自然の環境共生チーム) 50
- 三重県職員定数条例の一部を改正する条例……………(人材政策チーム) 51
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………(同) 52
- 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例……………(教育委員会) 52
- 三重県手数料条例の一部を改正する条例……………(県土整備部経営企画チーム) 53
- 三重県パリアフリーのまちづくり推進条例及び三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(ユニバーサルデザインチーム) 58
- みえこどもの城条例の一部を改正する条例……………(こども家庭チーム) 58
- 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例……………(同) 60
- 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(長寿社会チーム) 61
- 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例……………(障害福祉チーム) 61
- 三重県いなば園条例の一部を改正する条例……………(同) 62
- 三重県知的障害者福祉センターはばたき条例の一部を改正する条例……………(同) 63
- 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例……………(人と自然の環境共生チーム) 63
- 三重県立自然公園条例等の一部を改正する条例……………(同) 64
- 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………(NPOチーム) 74
- 三重県民の森条例及び三重県上野森林公園条例の一部を改正する条例……………(人と自然の環境共生チーム) 75
- 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例……………(水産基盤整備チーム) 75
- 三重県都市公園条例の一部を改正する条例……………(都市整備チーム) 77
- 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例……………(教育委員会) 77
- 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例……………(同) 78
- 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例……………(同) 78
- 三重県立美術館条例の一部を改正する条例……………(同) 79
- 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例……………(同) 80
- 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例……………(同) 80
- 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例……………(同) 81
- 三重県病院事業条例の一部を改正する条例……………(病院事業庁) 81
- 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………(公安委員会) 83
- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例……………(県議会) 83

公布された条例のあらまし

○ 三重県企業立地促進条例(条例第1号)

1 目的

この条例は、県内への企業の立地を促進する施策を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的とすること

としました。

2 定義

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいうこととしました。
- (2) 立地 県の誘致により企業が県内に工場その他の事業所を設置し、事業を営むことをいうこととしました。

3 県の施策

県は、この条例の目的を達成するために、補助金の交付、資金の融通に関する措置、情報の提供、市町村等との連携による基盤整備その他の立地の促進に必要な施策を講ずることとしました。

4 立地計画の認定

- (1) 立地を行おうとする企業（以下「立地企業」という。）は、規則で定めるところにより、立地に関する計画（以下「立地計画」という。）を作成し、知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受けることができることとしました。

- (2) 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととしました。

- ア 企業の概要
- イ 立地に係る事業の概要
- ウ 立地の場所及び時期
- エ 立地に係る用地取得及び設備投資に関する事項
- オ 立地に伴う雇用に関する事項
- カ 立地に必要な資金の額及び調達方法
- キ 立地に係る環境の保全に関する事項
- ク 知事が必要と認める事項

- (3) 知事は、(1)の認定の申請があった場合において、その立地計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとしました。

- ア 産業構造の高度化に寄与すると認められるものとして規則で定める分野又は業種に属する事業を営むものであること。

- イ 環境の保全について、必要かつ十分な措置がなされているものであること。

- ウ 当該立地計画に係る投資規模、雇用規模等が事業の種類に応じて規則で定める基準を満たすものであること。

- (4) (1)の立地計画の認定を受けた立地企業（以下「認定企業」という。）は、当該認定に係る立地計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならないこととしました。

- (5) (3)の規定は、(4)の認定について準用することとしました。

5 補助金の交付

- (1) 知事は、認定企業が認定に係る立地計画（4の(4)の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って立地を行う場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定企業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができることとしました。

- (2) (1)の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付することができることとしました。

6 地位の承継

- (1) 合併、分割その他の事由により認定企業から認定計画に係る事業の全部を承継した企業は、その認定企業の地位を承継することとしました。

- (2) (1)の規定により認定企業の地位を承継した企業は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならないこととしました。

7 認定の取消し等

- (1) 知事は、認定企業が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができることとしました。

- ア 認定計画に係る事業の休止又は廃止その他の事由により当該認定計画に従って立地を行っていないとき。

- イ 9の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- ウ 10の規定による届出をしなかったとき。

(2) 知事は、(1)の規定により認定を取り消した企業が5の(1)の規定による補助金の交付を受けているときは、既に交付した補助金の返還を命ぜることとしました。

8 環境への配慮等

認定企業は、周辺地域の環境の保全について十分な配慮を行うとともに、国、県、市町村等が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならないこととしました。

9 報告の徴収等

知事は、認定企業に対し、認定計画の実施状況について報告を求め、又はその職員に事業所に立ち入り、関係帳簿等を調査させることができることとしました。

10 届出

認定企業は、認定計画に係る事業を休止し、又は廃止しようとするときその他規則で定めるときは、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととしました。

11 市町村等に対する措置

知事は、市町村等による立地の促進に係る施策の円滑な実施が図られるように、必要な措置を講ずることとができることとしました。

12 資金の融通に関する措置

(1) 知事は、立地に係る用地取得、設備投資等を行う立地企業に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることができることとしました。

(2) (1)の規定により講ずる措置の内容については、知事が定めることとしました。

13 援助

知事は、立地企業に対して、円滑な立地を図るために必要な助言その他の援助を行うよう努めることとしました。

14 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県自然環境保全条例（条例第2号）

1 目的

この条例は、三重県環境基本条例の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的とすることとしました。

2 県等の責務及び協働

(1) 県、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならないこととしました。

(2) 県は、市町村に対し、県と協働して自然環境の適正な保全が図られるように努めることを求めることとしました。

3 財産権の尊重及び他の公益との調整

自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならないこととしました。

4 基礎調査の実施及び普及啓発等

(1) 県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物に関する事項その他自然環境の保全のために必要な事項について定期的に調査するとともに、自然環境の保全に関する研究を行うよう努めることとしました。

(2) 県は、自然環境の保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然環境の保全に関する必要な情報の提供及び普及啓発に努めることとしました。

5 地域開発施策等における配慮

県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならないこととしました。

6 自然環境保全基本方針

(1) 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならないこととしました。

(2) 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めることとしました。

ア 自然環境の保全に関する基本構想

イ 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項

ウ 生物の多様性の確保に関する基本的な事項

エ 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項

オ アからエまでに掲げるもののほか、自然環境の保全に関する基本的な事項

(3) 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならないこととしました。

(4) 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしました。

(5) (3)及び(4)の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用することとしました。

7 多様な自然環境の保全に関する施策

県は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるよう、必要な施策を講ずることとしました。

8 三重県自然環境保全地域の指定

(1) 知事は、次のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的・社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを三重県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができることとしました。

ア 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）

イ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

ウ その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

エ 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境がアからウまでに掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

(2) 次に掲げる区域は、保全地域の区域に含まれないこととしました。

ア 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

イ 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域

(3) 知事は、(1)の規定による指定（(4)から(9)までにおいて「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならないこととしました。この場合においては、9の(1)に規定する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならないこととしました。

(4) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、その案を公衆の縦覧に供しなければならないこととしました。

(5) (4)の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、(4)に規定する期間が経過する日までの間に、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができることとしました。

(6) 知事は、(5)の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することとしました。

(7) 知事は、指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならないこととしました。

(8) 指定は、(7)の規定による告示によってその効力を生じることとしました。

(9) (3)の前段及び(7)並びに(8)の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、(3)の後段及び(4)から(6)までの規定は保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用することとしました。

9 保全計画の決定

(1) 知事は、保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画（以下「保全計画」という。）を決定することとしました。

(2) 保全計画には、次に掲げる事項を定めることとしました。

ア 保全する必要がある自然環境の特質その他保全地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

イ 保全地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図る必要がある土地の区域（以下「特別地区」という。）の指定に関する事項

ウ 保全地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

工 保全地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

- (3) 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならないこととしました。保全計画を廃止し、又は変更したときも、同様とすることとしました。
- (4) 8の(3)の前段の規定は保全計画の廃止及び変更について、8の(4)から(6)までの規定は保全計画の決定及び変更((2)のイ又はウに掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用することとしました。

10 保全事業の執行

- (1) 県は、保全計画に基づいて執行する事業であつて、自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの(以下「保全事業」という。)を執行することとしました。
- (2) 市町村は、知事に協議し、その同意を得て、保全事業の一部を執行することができることとしました。

11 特別地区

- (1) 知事は、保全計画に基づいて、保全地域の区域内に、特別地区を指定することができますとしました。
- (2) 8の(7)及び(8)の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用することとしました。
- (3) 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該保全計画に基づいて、その区域内において(4)の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採((10)に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定することとしました。保全計画で当該特別地区に係るもの変更(9の(2)のウに掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とすることとしました。
- (4) 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならないこととしました。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、アからオまで若しくはキに掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(13の(1)において「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は力に掲げる行為で(3)の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでないこととしました。

ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

イ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

ウ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

エ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

オ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

カ 木竹を伐採すること。

キ 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

ク 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(5) (4)の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができることとしました。

(6) 知事は、(4)のアからクまでに掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、(4)の許可をしてはならないこととしました。

(7) 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として(4)のアからクまでに掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならないこととしました。

(8) 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において(4)のアからカまでに掲げる行為に着手し、又は(4)のキに規定する湖沼若しくは湿原が指定された際(4)のキに規定する区域内において(4)のキに掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、(4)の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることとしました。

(9) (8)に規定する者が(8)の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、(4)の許可を受けたものとみなすこととしました。

(10) 次に掲げる行為については、(4)及び(7)の規定は、適用しないこととしました。

ア 保全事業の執行として行う行為

イ 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

ウ 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ

がないもので規則で定めるもの

12 野生動植物保護地区

- (1) 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができることとしました。
- (2) 8の(7)及び(8)の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用することとしました。
- (3) 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならないこととしました。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととしました。
 - ア 11の(4)の許可を受けた行為（46の(1)の後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合
 - イ 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 - ウ 保全事業を執行するためにする場合
 - エ 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - オ 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合
- (4) 11の(5)の規定は、(3)のカの許可について準用することとしました。

13 普通地区

- (1) 保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。ただし、アからウまでに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでないこととしました。
 - ア その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - イ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - ウ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - エ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - オ 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (2) 知事は、(1)の規定による届出（以下(5)までにおいて「届出」という。）があった場合において、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、届出をした者に対して、当該自然環境の保全のために必要な限度において、届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることとしました。
- (3) (2)の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に(2)の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は(5)のただし書の規定による通知をした後は、することができないこととしました。
- (4) 知事は、(3)の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないこととしました。
- (5) 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（(3)の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならないこととしました。ただし、知事が保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでないこととしました。
- (6) 次に掲げる行為については、(1)の規定は、適用しないこととしました。
 - ア 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - イ 保全事業の執行として行う行為
 - ウ 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障

を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

工 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

才 保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

14 中止命令等

知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、11の(4)若しくは12の(3)の規定に違反し、若しくは11の(5) (12の(4)において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反した者、13の(1)の規定による届出をせず、13の(1)のアからオまでに掲げる行為をした者又は13の(2)の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わる必要な措置をとることを命じることができることとしました。

15 土地の買取り

県は、保全地域における自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、当該保全地域内の土地を買い取るよう努めることとしました。

16 森林環境の保全

県は、環境林（森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画において公益的機能を継続的かつ高度に發揮することを主たる目的とする森林として定められたものをいう。）の適正な整備及び保全を促進するため、市町村等が行う環境林の整備に対する支援その他必要な施策を講ずることとしました。

17 生物の多様性の確保に関する施策

県は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の把握、希少野生動植物の種の保護その他の生物の多様性の確保に関する施策を講ずることとしました。

18 三重県指定希少野生動植物種の指定

(1) 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、特に保護する必要があると認める種を三重県指定希少野生動植物種（以下「指定希少野生動植物種」という。）として指定できることとしました。

ア 種の存続に支障を及ぼす程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物

イ その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物

ウ その種の個体の主要な生息地又は生息地が消滅しつつある野生動植物

エ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物

オ アからエまでに掲げるもののほか、その種の存続に支障を及ぼす事情がある野生動植物

(2) (1)の規定による指定（(3)から(11)までにおいて「指定」という。）は、規則で定める基準に適合する場合にできることとしました。

(3) 指定は、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を定めてすることとしました。

(4) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならないこととしました。

(5) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案（(6)及び(7)において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならないこととしました。

(6) (5)の規定による公告があったときは、利害関係人は、(5)に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出できることとしました。

(7) 知事は、指定案について異議がある旨の(6)の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することとしました。

(8) 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を告示しなければならないこととしました。

(9) 指定は、(8)の規定による告示によってその効力を生じることとしました。

(10) 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除

しなければならないこととしました。

(1) (4)、(8)及び(9)の規定は、(10)の規定による指定の解除について準用することとしました。

19 県民等からの申出

(1) 県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、18に規定する指定希少野生動植物種の指定又は指定の解除の申出をすることとしました。

(2) 知事は、(1)の規定による指定の申出に係る野生動植物の種が18の(2)の規則で定める基準に適合すると認めるときは、18の(1)の規定による指定を行うこととしました。

(3) 知事は、(1)の規定による指定の解除の申出があった場合において、当該指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、18の(1)の規定による指定を解除しなければならないこととしました。

(4) 18の(3)から(9)までの規定は、(2)の規定による指定について準用することとしました。

(5) 18の(4)、(8)及び(9)の規定は、(3)の規定による指定の解除について準用することとしました。

20 捕獲等の届出

(1) 指定希少野生動植物種の生きている個体（飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定による届出（以下(5)までにおいて「届出」という。）があった場合において、届出に係る捕獲等が18の(3)の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対して、届出に係る捕獲等をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができることとしました。

(3) (2)の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に(2)の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は(5)のただし書の規定による通知をした後は、することができないこととしました。

(4) 知事は、(3)の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないこととしました。

(5) 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（(3)の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならないこととしました。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでないこととしました。

(6) 次に掲げる場合の捕獲等については、(1)の規定は、適用しないこととしました。

ア 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

イ 法令で捕獲等が制限されているものとして18の(3)の指針に定める場合

21 中止命令等

知事は、20の(1)の規定による届出をしないで20の(1)に規定する捕獲等をした者又は20の(2)の規定による命令に違反した者に対し、その行為が18の(3)の指針に適合しないものであるときは、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の保護のため必要な措置をとることを命じることができます。

22 三重県希少野生動植物監視地区の指定

(1) 知事は、指定希少野生動植物種又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（以下「指定希少野生動植物種等」という。）の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域（当該指定希少野生動植物種等について絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域を除く。）であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種等の保護のため重要と認めるものを、三重県希少野生動植物監視地区（以下「希少野生動植物監視地区」という。）として指定することができます。

(2) 次に掲げる区域は、希少野生動植物監視地区の区域に含まれないこととしました。

ア 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第25条第1項

の規定により指定された特別地区及び11の(1)の規定により指定された特別地区的区域

イ 自然公園法第13条第1項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例第16条第1項の規定により指定された特別地域の区域

(3) (1)の規定による指定(以下(1)までにおいて「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針を定めてすることとしました。

(4) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び三重県自然環境保全審議会の意見を聽かなければならないこととしました。

(5) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針の案((6)及び(7)において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならないこととしました。

(6) (5)の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、(5)に規定する期間が経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に指定案についての意見書を提出することができることとしました。

(7) 知事は、指定案について異議がある旨の(6)の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することとしました。

(8) 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならないこととしました。

(9) 指定は、(8)の規定による告示によってその効力を生じることとしました。

(10) 知事は、希少野生動植物監視地区に係る指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならないこととしました。

(11) (4)、(8)及び(9)の規定は、(10)の規定による指定の解除について準用することとしました。

23 行為の届出

(1) 希少野生動植物監視地区の区域内において、次に掲げる行為(コからセまでに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。

ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

イ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。

ウ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

エ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

オ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

カ 知事が指定する区域内において、木竹を伐採すること。

キ 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

ク 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

ケ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

コ キの規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

サ 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

シ 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

ス 火入れ又はたき火をすること。

セ 指定希少野生動植物種等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

(2) 知事は、(1)の規定による届出(以下(5)までにおいて「届出」という。)があった場合において、届出に係る行為が22の(3)の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対して、届出に係る行

為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができることとした。

(3) (2)の規定による命令は、届出があった日から起算して30日(30日を経過する日までの間に(2)の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は(5)のただし書の規定による通知をした後は、することができないこととした。

(4) 知事は、(3)の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないこととした。

(5) 届出をした者は、届出をした日から起算して30日((3)の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならないこととした。ただし、知事が指定希少野生動植物種等の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでないこととした。

(6) 次に掲げる行為については、(1)の規定は、適用しないこととした。

- ア 非常災害に対する必要な応急措置として行う行為
- イ 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- ウ 22の(1)の規定による指定がされた際着手している行為

24 中止命令等

知事は、23の(1)の規定による届出をしないで23の(1)に規定する行為をした者又は23の(2)の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種等の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種等の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種等の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとることを命じることができることとした。

25 移入種の放逐等の禁止

何人も、国内及び国外を問わず人為により移動された動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならないこととした。

26 特定外来魚の増殖の抑制

(1) 県は、特定外来魚(ブラックバス、ブルーギルその他の規則で定める魚類をいう。(2)において同じ。)の増殖を抑制するため、生息する個体数の低減及び生息域の縮小に必要な施策を講じるよう努めることとした。

(2) 知事は、特定外来魚の生息する池沼の所有者(管理者又は占有者で権限を有する者を含む。)に対し、生息する個体数の低減又は生息域の拡大の防止に必要な措置をとることを勧奨することができるることとした。

27 自然とのふれあいの場の確保等

(1) 県は、県民と自然との豊かなふれあいが保たれるよう、自然公園、森林公園、遊歩道等の整備及び河川、海岸、湖沼等の水辺地等におけるふれあいの場の確保に努めることとした。

(2) 県は、市町村その他の関係団体と協働して、(1)に規定するふれあいの場を活用し、県民が自然とふれあう機会の増進に努めることとした。

(3) 何人も、(1)に規定するふれあいの場等において、登山、釣り、キャンプその他の野外活動を行うに当たっては、野生動植物の保護に配慮し、これらの野外活動に伴って発生するごみを持ち帰ること等により、自然環境への負荷をできる限り低減しなければならないこととした。

28 自然環境保全指導員の設置

(1) 県に自然環境保全指導員を置くこととした。

(2) 自然環境保全指導員は、自然環境の保全に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。

(3) 自然環境保全指導員は、自然とのふれあいの確保その他の自然環境の保全に必要な指導又は助言等を行うこととした。

29 自然環境の保全活動の促進

県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の自然環境の保全に資する自主的な活動を

促進するため、技術指導等を行う人材の育成、情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずることとしました。

30 里地里山保全活動計画の認定

(1) 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができると認められる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域（以下「里地里山」という。）であって次に掲げる区域以外の区域において当該自然環境を保全しようとする団体（規則で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。以下「里地里山保全団体」という。）は、規則で定める事項を記載した里地里山における自然環境の保全活動に関する計画（以下「里地里山保全活動計画」という。）を定め、これを知事に提出して、当該里地里山保全活動計画が適当である旨の認定を受けることができることとしました。

ア 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び8の(1)の規定により指定された保全地域の区域

イ 自然公園法第13条第1項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例第16条第1項の規定により指定された特別地域の区域

ウ 自然公園法第31条第1項の規定により締結された風景地保護協定及び三重県立自然公園条例第31条第1項の規定により締結された風景地保護協定の目的となる土地の区域（イに係る区域を除く。）

(2) (1)の場合においては、里地里山の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者の全員の同意がなければならないこととしました。

31 里地里山保全団体への支援

県は、30の(1)の認定を受けた里地里山保全団体が行う里地里山の保全に資する自主的な活動を促進するため、次に掲げる措置を講ずることとしました。

ア 里地里山の保全に資する情報の提供

イ 里地里山の保全活動に対する指導又は助言

ウ ア及びイに掲げるもののほか、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援

32 緑化の促進

(1) 県は、緑化を促進するため、次に掲げる措置を講ずることとしました。

ア 地域の特性に配慮した緑化に関する知識の普及及び意識の高揚

イ 県民等の緑化活動の促進に関する情報の収集及び提供

ウ 県民等の緑化活動の促進に関する技術的な指導又は助言

エ アからウまでに掲げるもののほか、緑化を促進するために必要な措置

(2) 事業者は、その所有し、又は管理する事務所又は事業所の緑化に努めることとしました。

(3) 県民は、その住居の緑化に努めることとしました。

33 開発の考え方

何人も、土地の区画形質の変更、工作物の建設その他これらに類する行為（37において「開発事業」という。）の実施に当たっては、自然環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するなど、自然環境の保全について適正に配慮するよう努めなければならないこととしました。

34 開発行為の届出

(1) 宅地の造成その他の規則で定める行為でその規模が規則で定める基準を超えるものを行う者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。ただし、次に掲げる区域における行為は、この限りでないこととしました。

ア 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び8の(1)の規定により指定された保全地域の区域

イ 自然公園法第13条第1項の規定により指定された特別地域、同法第24条第1項の規定により指定された海中公園地区及び三重県立自然公園条例第16条第1項の規定により指定された特別地域の区域

ウ 22の(1)の規定により指定された希少野生動植物監視地区の区域

(2) 知事は、(1)の規定による届出（以下(5)までにおいて「届出」という。）があった場合において、希少野生動植物の種の保護、緑地の確保その他自然環境の保全のために必要があると認めるときは、届出をした者に対して、知事が別に定めるところにより助言又は勧告をすることとしました。

た。

- (3) (2)の規定による助言又は勧告は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に(2)の規定による助言又は勧告をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は(5)のただし書の規定による通知をした後は、することができないこととしました。
- (4) 知事は、(3)の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないこととしました。
- (5) 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（(3)の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならないこととしました。ただし、知事が当該行為をしようとする地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでないこととしました。

35 中止命令等

知事は、34の(1)に規定する行為がその行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における希少野生動植物の種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物の種の保護のため必要があると認めるときは、34の(1)の規定による届出をせず34の(1)に規定する行為をした者又は34の(2)の規定による勧告に従わないでその行為をした者に対して、その支障を除去するために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又は必要な措置をとることを命じることができることとしました。

36 変更の届出

- (1) 34の(1)の規定による届出をした者は、行為の規模その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならないこととしました。
- (2) 34の(2)及び35の規定は、(1)の届出について準用することとしました。

37 県が行う開発事業

県は、開発事業の実施に当たっては、自然環境の保全についての配慮の内容を明らかにするよう努めるとともに、事後にその配慮方策の効果を把握することとしました。

38 設置等

- (1) 自然環境保全法第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第3項の規定に基づき、この条例の定めるところによることとしました。
- (2) 審議会は、委員30人以内で組織することとしました。

39 委員

- (1) 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命することとしました。
- ア 学識経験を有する者
 - イ 関係行政機関の職員
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、知事が必要と認める者

- (2) 委員の任期は、2年とすることとしました。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとしました。

- (3) 委員は、再任されることできることとしました。

40 会長及び副会長

- (1) 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定めることとしました。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとしました。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理することとしました。

41 会議

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとしました。
- (2) 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしました。
- (3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしました。

42 専門委員

- (1) 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとしました。
- (2) 専門委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命することとしました。

ア 学識経験を有する者

イ 關係行政機関の職員

ウ ア及びイに掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとみなすこととしました。

43 委任

38から42までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。

44 自然保護取締員

(1) 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、14、21及び24に規定する権限の一部を行わせることができることとしました。

(2) (1)の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととしました。

45 報告及び検査等

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、11の(4)若しくは12の(3)の力の許可を受けた者、13の(2)、20の(2)若しくは23の(2)の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとることを命じられた者若しくは34の(2) (36の(2)において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域若しくは希少野生動植物監視地区の区域内の土地若しくは建物若しくは20の(1)若しくは34の(1)の規定により届出をする行為に係る土地若しくは建物内に立ち入り、11の(4)のアからクまで、12の(3)の本文、13の(1)のアからオまで、20の(1)、23の(1)のアからセまで、34の(1)若しくは36の(1)に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができることとしました。

(2) (1)の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととしました。

(3) (1)の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととしました。

46 国等に関する特例

(1) 国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為については、11の(4)又は12の(3)の力の許可を受けることを要しないこととしました。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならないこととしました。

(2) 国等は、11の(6)、13の(1)、20の(1)、23の(1)、34の(1)又は36の(1)の規定により届出をする行為をし、又はしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならないこととしました。

47 実地調査

(1) 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更、保全事業の執行又は希少野生動植物監視地区の指定に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができることとしました。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによることとしました。

(2) 知事は、その職員に(1)の規定による立入りその他の行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。(5)において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしました。

(3) (1)の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならないこととしました。

(4) (1)の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととしました。

(5) 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、(1)の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならないこととしました。

48 損失の補償

(1) 県は、11の(4)若しくは12の(3)の力の許可を得ることができないため、11の(5) (12の(4)において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付けられたため、若しくは13の(2)、20の(2)若しくは23の(2)の規定による命令をされたため、又は47の(1)の規定による立入りその他の行為によって損失を受けた者に対し、通常生じる損失を補償することとしました。

- (2) (1)の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならないこととしました。
(3) 知事は、(2)の規定による請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者にこれを通知しなければならないこととしました。

49 配慮

保全地域及び希少野生動植物監視地区に関する規定の適用に当たっては、これらの区域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならないこととしました。

50 罰則

(1) 14、21又は24の規定による命令(44の(1)の規定により自然保護取締員が行うものを含む。)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしました。

(2) アからエまでのいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとしました。

ア 11の(4)、12の(3)又は20の(5)の規定に違反した者

イ 11の(5) (12の(4)において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反した者

ウ 20の(1)の規定による届出をしないで指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者

エ 20の(2)又は35 (36の(2)において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) アからウまでのいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処することとしました。

ア 13の(2)又は23の(2)の規定による命令に違反した者

イ 23の(1)の規定による届出をしないで23の(1)に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

ウ 23の(5)の規定に違反した者

(4) アからエまでのいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処することとしました。

ア 13の(1)、34の(1)又は36の(1)の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

イ 13の(5)又は34の(5)の規定に違反した者

ウ 45の(1)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は45の(1)の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

エ 47の(5)の規定に違反して、47の(1)の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

51 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して50の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、50の罰金刑を科することとしました。

52 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。ただし、17から26まで及び33から37まで、44 (21及び24に係る部分に限る。)、45 (20の(1)及び(2)、23の(1)及び(2)、34の(1)及び(2) (36の(2)において準用する場合を含む。)並びに36の(1)に係る部分に限る。)、46の(2) (20の(1)、23の(1)、34の(1)及び36の(1)に係る部分に限る。)、47 (希少野生動植物監視地区の指定に係る部分に限る。)、48 (20の(2)及び23の(2)に係る部分に限る。)、49 (希少野生動植物監視地区に係る部分に限る。)、50の(1) (21、24及び44の(1) (21及び24に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。)、50の(2)のア (20の(5)に係る部分に限る。以下同じ。)、ウ及びエ、50の(3)のア (23の(2)に係る部分に限る。以下同じ。)、イ及びウ、50の(4)のア (34の(1)及び36の(1)に係る部分に限る。以下同じ。)、イ (34の(5)に係る部分に限る。以下同じ。)、ウ (45の(1) (20の(1)及び(2)、23の(1)及び(2)、34の(1)及び(2) (36の(2)において準用する場合を含む。)並びに36の(1)に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。)及びエ (47の(5) (希少野生動植物監視地区の指定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。)並びに51 (50の(1)、50の(2)のア、ウ及びエ、50の(3)のアからウまで並びに50の(4)のアからエまでに係る部分に限る。)の規定は、平成15年10月1日から施行することとしました。

53 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県自然環境保全条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなすこととしました。

54 改正前の条例第33条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成15年9月30日までの間、なおその効力を有することとしました。

- 55 改正前の条例第33条又は54の規定によりなお効力を有することとされる同条の規定により締結された自然環境保全協定については、なお従前の例によることとしました。
- 56 この条例の施行の際現に34の(1)の届出を要する行為に相当する行為に着手している者は、34の(1)の届出を要しないこととしました。この場合において、施行日以後において当該相当する行為の規模を変更しようとする場合で、その規模の変更後に増加する土地の面積が規則に定める面積を超えるときは、34の(1)を適用することとしました。
- 57 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしました。
- 58 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条第1項の規定により三重県自然環境保全審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に任命されている者は、施行日に、39の(1)の規定により審議会の委員に任命されたものとみなすこととしました。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、39の(2)の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとしました。
- 59 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、40の(1)の規定により、審議会の会長又は副会長として定められたものとみなすこととしました。
- 60 この条例の施行の際現に改正前の条例第36条に規定する自然環境保全指導員である者は、施行日に、28の(2)の規定により自然環境保全指導員に任命されたものとみなすこととしました。
- 61 53から60までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要となる経過措置は、規則で定めることとしました。
- 62 三重県屋外広告物条例の一部を改正することとしました。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 三重県屋外広告物条例第19条第3項の規定による広告物の除去等の事務を処理することとする市町村に、多度町、木曽岬町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、美杉村、伊賀町、阿山町、大山田村及び青山町を加えることとしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県の事務処理の特例に関する条例及び三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正
すべての市町村が処理することとする事務についての規定を整備することとしました。
- 2 三重県手数料条例の一部改正

(1) 狩猟者登録の変更登録に係る手数料を次のとおり設けることとしました。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録	狩猟者登録変更登録手数料	1,900円

(2) 手数料を徴収する事務等についての規定を整備することとしました。

- 3 この条例は、平成15年4月16日から施行することとしました。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員定数を次のとおり改めることとしました。

区分	現行	改正後
知事の事務部局の職員	5,020人	4,960人
教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関の職員	371人	369人
企業庁の職員	318人	278人
病院事業庁の職員	1,065人	1,085人

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 職員等の外国旅行については、支度料を支給しないこととしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 次に掲げる条例において、大学院修学休業に係る規定を整備することとしました。
- (1) 三重県職員退職手当支給条例
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例

(3) 公立学校職員の退職手当に関する条例

(4) 公立学校職員定数条例

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 手数料を次のとおり設けることとしました。

(1) 建築基準法関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
建築物基準法第68条の5の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
建築基準法第68条の5の4第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
建築基準法第68条の5の5の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
建築基準法第86条第3項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物の数が2である場合にあっては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	同一敷地内建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額

(2) 児童福祉法及び児童福祉法施行令関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
児童福祉法第18条の第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円
児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	1,100円

(3) 遊漁船業の適正化に関する法律関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	26,000円
遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者登録更新申請手数料	18,000円

2 小型漁船総トン数測度手数料に総トン数5トン未満の小型漁船に係る規定を次のとおり加えることとしました。

総トン数	手数料の金額
総トン数3トン以上5トン未満の漁船の場合	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 1隻につき 19,000円
	その他の容積の測度 1隻につき 14,000円
総トン数3トン未満の漁船の場合	1隻につき 14,000円

- 3 漁業許可申請等手数料を徴収する漁船のトン数の要件に係る規定を削除することとしました。
- 4 建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 5 租税特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 6 その他規定を整備することとしました。
- 7 この条例は、平成15年4月1日（1の(2)のうち保育士登録証書換え交付及び保育士登録証再交付に係るものについては平成15年11月29日、5については公布の日）から施行することとしました。

三重県バリアフリーのまちづくり推進条例及び三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の一部改正
知事への事前協議に係る規定を整備することとしました。
 - 2 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正
四日市市が処理することとされている高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく事務に係る規定を削除することとしました。
 - 3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。
- みえこどもの城条例の一部を改正する条例（条例第10号）
- 1 みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の設置に係る規定を整備することとしました。
 - 2 こどもの城の事業を次のとおり改めることとしました。

現 行	改 正 後
ア 児童の健全育成及び科学に関する調査研究を行い、並びに研修会、講演会及び講座を開催すること。	ア 児童の健全育成のため、こどもの城の施設及び設備を利用に供すること。
イ 科学に関する装置及び資料を展示し、並びに利用に供すること。	イ 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
ウ プラネタリウム及び全天周映像装置による天体運行の投影を行うこと。	ウ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催すること。
	エ 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関する指導又は助言を行うこと。

- 3 休館日から次に掲げる日を除くこととしました。

- (1) 休日の翌日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

- 4 休館日に開館できる規定を設けることとしました。
- 5 入館時間に係る規定を削除することとしました。
- 6 こどもの城の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、こどもの城の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することとしました。
- 7 利用料金は、管理受託者が次に掲げる金額の範囲内で定めることとしました。

区分			金額	
全天周映画	一般	個人	1,200円	
		団体	960円	
	児童生徒等	個人	800円	
		団体	640円	
	幼児	個人	300円	
		団体	240円	
	一般	個人	400円	
		団体	320円	
	児童生徒等	個人	200円	
		団体	160円	
	幼児	個人	100円	
		団体	80円	
特別遊具室			200円	
特別展			1,000円	

- 8 管理受託者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならないこととしました。
- 9 展示物に係る規定を整備することとしました。
- 10 その他規定を整備することとしました。
- 11 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる額の使用料を納付しなければならないこととしました。

区分	使用料の額
児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所の提供を受けた者	児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額
知的障害者福祉法第4条第4項の知的障害者短期入所の提供を受けた者	知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号に掲げる額

- 2 その他規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県が市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の拠出率を「千分の五」から「千分の一」に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる額の使用料を納付しなければならないこととしました。

区分	使用料の額
身体障害者福祉法（以下「法」という。）第4条の2第4項の身体障害者短期入所の提供を受けた者	法第17条の4第2項第1号に掲げる額
法第5条第3項の身体障害者更生施設支援の提供を受けた者	法第17条の10第2項第1号に掲げる額

- 2 その他規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県いなば園条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる額の使用料を納付しなければならないこととしました。

区分	使用料の額
知的障害者福祉法(以下「法」という。)第4条第4項の知的障害者短期入所の提供を受けた者	法第15条の5第2項第1号に掲げる額
法第5条第3項の知的障害者更生施設支援の提供を受けた者	法第15条の11第2項第1号に掲げる額
児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所の提供を受けた者	児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額

2 業務に係る規定を整備することとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県知的障害者福祉センターはばたき条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる額の使用料を納付しなければならないこととしました。

区分	使用料の額
知的障害者福祉法(以下「法」という。)第4条第4項の知的障害者短期入所の提供を受けた者	法第15条の5第2項第1号に掲げる額
法第5条第3項の知的障害者更生施設支援の提供を受けた者	法第15条の11第2項第1号に掲げる額

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 放置自動車を調査する場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で車内の調査(以下「車内調査」という。)をすることができる規定を設けることとしました。

(1) 道路運送車両法第11条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。

(2) 放置自動車の外部からの調査で所有者等が判明しないこと。

2 車内調査に伴う規定を整備することとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。

三重県立自然公園条例等の一部を改正する条例(条例第17号)

1 三重県立自然公園条例の一部改正

(1) 県等の責務及び協働についての規定を追加することとしました。

(2) 知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること等の行為を特別地域内における知事の許可を要する行為に追加することとしました。

(3) 知事は、県立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定することができるものとともに、利用調整地区の区域内への立入りの認定及び立入認定証の交付等を定め、知事が指定する指定認定機関にこれらの事務を行わせることとしました。

(4) 特別地域等の行為規制に違反した者等に対してその行為の中止又は原状回復等を命じることができるものとともに、原状回復等を命ずべき者を確知することができない場合においても、知事が当該原状回復等を自ら行うこととしました。

(5) 県若しくは市町村又は公園管理団体は、土地の所有者等との間で自然の風景地の保護のための協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結し、当該所有者等に代わり自然の風景地の管理を行うことができるものとともに、風景地保護協定の締結のための手続等を定めることとしました。

(6) 知事は、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理、その他の自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を公園管理団体として指定できるものとともに、公園管理団体の業務等を定めることとしました。

(7) 罰則についての規定を次のとおり改めることとしました。

現 行		改 正 後	
対象者	懲役又は罰金	対象者	懲役又は罰金
原状回復命令等に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	中止命令等に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

次のいずれかに該当する者 (ア) 特別地域内において、知事の許可を受けないで、工作物の新築等の行為をした者 (イ) 特別地域内における行為に係る知事の許可に付せられた条件に違反した者	6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金	次のいずれかに該当する者 (ア) 特別地域内において、知事の許可を受けないで、工作物の新築等の行為をした者 (イ) 偽りその他不正の手段により利用調整地区の区域内への立入りに係る認定を受けた者 (ウ) 特別地域内における行為に係る知事の許可に付せられた条件に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
普通地域内における行為に関して知事の行った命令に違反した者	30万円以下の罰金	普通地域内における行為又は公園管理団体の業務に関して知事の行った命令に違反した者	50万円以下の罰金
次のいずれかに該当する者 (ア) 普通地域内における行為について届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (イ) 普通地域内における行為について届出をした日から30日を経過する前に当該行為に着手した者 (ウ) 特別地域又は普通地域内における行為に関して報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (エ) 特別地域又は普通地域内における行為に関して立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (オ) 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに汚物の廃棄等の行為をした者 カ 特別地域又は集団施設地区内において、県の職員の指示に従わずに、みだりに悪臭の発散等の行為をした者 キ 正当な理由なく、実地調査のための立入等を拒み、又は妨げた者	20万円以下の罰金	次のいずれかに該当する者 (ア) 偽りその他不正の手段により利用調整地区の区域内への立入り認定証の再交付を受けた者 (イ) 知事の許可を受けないで、利用調整地区の区域内への立入りに係る認定等の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部を廃止した者 (ウ) 認定関係事務に関して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 (エ) 普通地域内における行為について届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (オ) 普通地域内における行為について届出をした日から30日を経過する前に当該行為に着手した者 カ 特別地域又は普通地域内における行為に関して報告をせず、又は虚偽の報告をした者 キ 特別地域又は普通地域内における行為に関して立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ク 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに汚物の廃棄等の行為をした者 ケ 特別地域又は集団施設地区内において、県の職員の指示に従わずに、みだりに悪臭の発散等の行為をした者 コ 正当な理由なく、実地調査のための立入等を拒み、又は妨げた者	30万円以下の罰金

- (8) 認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した指定認定機関等は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしました。
- (9) 立入認定証を携帯しないで利用調整地区の区域内に立ち入った者は、10万円以下の過料に処することとしました。

- (10) その他規定を整備することとしました。
- 2 三重県屋外広告物条例の一部改正
屋外広告物の表示等をしてはならない地域についての規定を整備することとしました。
- 3 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正
市町村が処理することとする事務のうち、自然公園法に基づく事務についての規定を整備することとしました。
- 4 この条例は、平成15年4月1日（1の一部については平成15年7月1日）から施行することとしました。

三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る申請書に添付する書類についての規定を整備することとしました。
- 2 特定非営利活動法人が設立等の認証を受けた場合において閲覧用に提出すべき書類及び当該書類の提出すべき時期についての規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、平成15年5月1日から施行することとしました。

三重県民の森条例及び三重県上野森林公園条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 次に掲げる条例において、管理委託に係る規定を削除することとしました。

- (1) 三重県民の森条例
(2) 三重県上野森林公園条例

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 県の管理する漁港施設の利用料等の額を次のとおり改めることとしました。

利用料等の種類	施設の種類	現行	改正後
利用料	けい留施設	県内に船籍を有しない漁船	水揚高1,000円当たり 1円5銭
		工作物を設けない場合	1平方メートル当たり 1月につき 13円
		上屋倉庫等を設ける場合	1平方メートル当たり 1年につき 150円
		電柱、支柱、支線及び標杭類を設ける場合	1本当たり 1年につき 250円
		鉄塔を設ける場合	1基当たり 1年につき 1,000円
	漁港施設用地	埋設管線類を設ける場合	外口径0.1メートル未満のもの1メートル当たり 1年につき 50円
			外口径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの1メートル当たり 1年につき 75円
			外口径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの1メートル当たり 1年につき 100円
			外口径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの1メートル当たり 1年につき 200円
			外口径0.4メートル以上1メートル未満のもの1メートル当たり 1年につき 500円

			外口径1メートル以上のもの1メートル当たり 1年につき 1,000円
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル当たり 1年につき 300円	1平方メートル当たり 1年につき 960円
	漁具干場・野積場	1平方メートル当たり 1月につき 13円	1平方メートル当たり 1月につき 80円

- 2 漁具干場・野積場に係る利用料の規定を削除することとしました。
 3 漁港の区域内の水域及び公共空地の占用料の年額を次のとおり改めることとしました。

種別	単位	現行	改正後
宅地	1平方メートルにつき	200円	210円
電柱、支柱、支線、標杭その他これらに類するもの	1本につき	250円	1,035円
鉄塔	1基につき	18,000円	
	1平方メートルにつき		1,500円
埋設管線類	1メートルにつき	90円	
	外口径0.1メートル未満のもの1メートルにつき		50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの1メートルにつき		75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの1メートルにつき		100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの1メートルにつき		200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満のもの1メートルにつき		500円
	外口径1メートル以上のもの1メートルにつき		1,000円

- 4 漁港の区域内の水域及び公共空地の占用料を次のとおり設けることとしました。

種別	単位	金額
水路及び暗渠類	1メートルにつき	90円

- 5 広告物その他これに類するものに係る占用料の規定を削除することとしました。

- 6 その他規定を整備することとしました。

- 7 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、県庁前公園及び大仏山公園の管理委託についての規定を削除することとしました。

- 2 熊野灘臨海公園の管理について、紀伊長島町及び海山町（現行 社団法人三重県緑化推進協会）に委託することとしました。

- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 公立学校職員定数を次のとおり改めることとしました。

校種	職種	現行	改正後	増減
県立高等学校	校長、教員、養護教員及び実習助手	3,784	3,713	71
	事務職員及び技術職員	282	281	1
	その他の職員	174	165	9
	計	4,240	4,159	81

学校	盲学校、ろう学校及び養護学校	校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 学 校 栄 養 職 員 事 務 職 員 そ の 他 の 職 員 計	821 9 46 57 933	852 9 46 56 963	31 0 0 1 30
市町立学校	小学校	校長及び教員 養護教員 学校栄養職員 事務職員 計	6,370 426 138 419 7,353	6,401 422 139 419 7,381	31 4 1 0 28
市町立学校	中学校	校長及び教員 養護教員 学校栄養職員 事務職員 計	3,731 172 22 181 4,106	3,663 172 21 180 4,036	68 0 1 1 70
	合	計	16,632	16,539	93

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 三重県立尾鷲工業高等学校に係る規定を削除することとしました。

2 保育料に係る規定を削除することとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 観覧料を次のとおり改めることとしました。

区分	現 行			改 正 後		
	常設展		特別展及び企画展	常設展		特別展、企画展その他特別な催物
	個人	団体(20人以上)		個人	団体(20人以上)	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	200円	160円	1,000円の範囲内で知事が定める額	220円	180円	展示等を行うのに要する費用を勘案して、その都度知事が定める額
一般	300円	240円		330円	260円	

2 特別の催物の観覧料に係る規定を削除することとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県立美術館条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 観覧料を次のとおり改めることとしました。

区分	現 行			改 正 後		
	常設展		企画展	常設展		企画展
	個人	団体(20人以上)		個人	団体(20人以上)	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	120円	80円	1,000円の範囲内で知事が定める額	200円	160円	展示を行うのに要する費用を勘案して、その都度知事が定める額
一般	150円	120円		300円	240円	

2 県民ギャラリーの使用料を次のとおり改めることとしました。

使用区分	現 行			改 正 後		
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	使用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
全部使用(430m ²)	7,350円	9,450円	15,750円	全部使用(430m ²)	観覧料又は入場料を徴収しない場合	9,450円
					観覧料又は入場料を徴収する場合	12,600円
						21,000円
						14,170円
						18,900円
						31,500円

部分使用 (253m ²)	5,250円	6,820円	11,550円	部分使用 (253m ²)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合	6,820円	8,920円	15,220円
					観覧料又は入場料 を徴収する場合	10,230円	13,380円	22,830円
部分使用 (177m ²)	3,670円	4,720円	7,870円	部分使用 (177m ²)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合	4,720円	6,300円	10,500円
					観覧料又は入場料 を徴収する場合	7,080円	9,450円	15,750円

3 講堂の使用料を次のとおり設けることとしました。

使 用 区 分		午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時ま で	午前 9 時から 午後 5 時ま で
全部使用 (240m ²)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合	9,970円	13,120円	21,520円
	観覧料又は入場料 を徴収する場合	14,960円	19,680円	32,280円

4 特別の催物の観覧料に係る規定を削除することとしました。

5 その他規定を整備することとしました。

6 この条例は、平成15年11月1日から施行することとしました。

三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 設備の利用料金を次のとおり設けることとしました。

区 分		金 額 (円)
大 型 映 像 装 置	アマチュアスポーツに使用する場合	5,000
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	10,000

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 使用料を次のとおり改めることとしました。

区 分		現 行	改 正 後
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	児童生徒等	525円	620円
	その他の者	1,050円	1,250円
入場料を徴 収する場合	入場料の額が100円以下の とき	児童生徒等	3,150円
		その他の者	6,300円
	入場料の額が100円を超 え200円以下のとき	児童生徒等	6,300円
		その他の者	12,600円
	入場料の額が200円を超 え500円以下のとき	児童生徒等	15,750円
		その他の者	31,500円
	入場料の額が500円を超 えるとき	児童生徒等	31,500円
		その他の者	63,000円

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 使用料を次のとおり改めることとしました。

使 用 区 分	現 行		改 正 後	
	基 本 料 金	超 過 料 金	基 本 料 金	超 過 料 金
個 人 使 用	生 徒	150円	70円	200円
	その他の者	300円	150円	400円
專 用 使 用	7,500円	1,870円	15,000円	3,740円

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 入院の手続に係る規定を整備することとしました。

2 使用料等についての規定を次のとおり設けることとしました。

使 用 料 等 の 名 称	単 位	使 用 料 等 の 額 (円)
新生児介補料	1 日につき	4,000円以下で病院事業の管理者が定める額
乳児介補料	1 日につき	590円以下で病院事業の管理者が定める額

予防接種料	1件につき	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した初診料、注射料、薬剤料等を合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準として病院事業の管理者が定める額
生命保険等に係る医師面談料	1件30分につき	5,250

3 使用料等の名称及び金額を次のとおり改めることとしました。

現 名 称	行 金 額(円)	改 正 名 称	後 金 額(円)
診療料(自動車損害賠償保障法の適用のあるものに限る。)	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に基づく1点の単価に1.5を乗じて算定した額	診療料(自動車損害賠償保障法の適用のあるものに限る。)	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に基づく1点の単価に2.0を乗じて算定した額
文書料		文書料	
ア 診断書料		ア 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの	4,300
(ア) 国民年金、障害年金診断書及びこれに類するものの	4,300	イ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書	3,800
(イ) 死亡診断書	2,900	ウ 死亡診断書	2,900
(ウ) その他の診断書	1,700	エ 出生証明書及び死産証書	2,100
イ 生命保険証明書料	3,800	オ 領収証明書	
ウ 死産証明書料	2,100	(ア) 証明期間が1月以内のもの	900
エ 諸証明書料		(イ) 証明期間が1月を超えるもの	900円に証明期間が1月を超えるごとに200円を加算した額
(ア) 複雑なもの	2,900	カ 公害健康被害の補償等に関する法律に係る証明書及びこれに類するもの	5,670円以下で病院事業の管理者が定める額
(イ) 単純なもの	900	キ その他の診断書及び証明書	
		(ア) 医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの	2,900
		(イ) 医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの	1,700
		(ウ) 医師による証明を要しないもの	900
		(エ) 法令等によりその額が定められているもの	当該法令等で定める額
その他		その他	
ア 電気使用料(100ワット以上のものに限る。)	80	ア 電気使用料	80
イ 薬剤容器料	実費を基準として病院事業の管理者が定める額	イ その他のもの	実費を基準として病院事業の管理者が定める額

4 その他規定を整備することとしました。

5 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 警察官の定員を次のとおり改めることとしました。

区 分	現 行	改 正 後	増 減
警 視	105人	107人	2人
警 部	217人	220人	3人
警部補及び巡査部長	1,562人	1,599人	37人
巡 査	818人	836人	18人
計	2,702人	2,762人	60人

2 上位の階級の定員に欠員がある場合には、その欠員の数の範囲内でその定員を下位の階級の定員に流用することができることとしました。

3 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（条例第31号）

1 目的

県が補助金等の交付により実現しようとする多様な行政目的を確実かつ効果的に達成するため、補助金等の基本的な考え方、見直し、評価等について定め、社会経済情勢の変化に対応し、公正で透明性の高い、効率的な県政の実現に資することを目的としました。

2 定義

(1) 補助金等 県が国及び県以外の者に交付する次に掲げるもので、法令又は条例において県が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められているもの以外のものをいうこととしました。

ア 補助金

イ 負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。）

ウ 利子補給金（元利補給金を含む。）

エ その他相当の反対給付を受けない給付金

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいうこととしました。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいうこととしました。

(4) 間接補助金等 次に掲げるものをいうこととしました。

ア 国及び県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

(5) 間接補助事業等 (4)のアの給付金の交付又は(4)のイの資金の融通の対象となる事務又は事業をいうこととしました。

(6) 間接補助事業者等 間接補助事業等を行う者をいうこととしました。

3 補助金等の基本的な考え方

(1) 補助金等は、県民の要望に合致し、県民の福祉の向上及び利益の増進に資する公益上の必要があるものでなければならないこととしました。

(2) 補助金等は、補助事業等及び間接補助事業等における県、補助事業者等及び間接補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法の可能性等を十分に考慮したものでなければならないこととしました。

(3) 県は、県民に対し、補助金等に係る情報を積極的に提供するよう努めなければならないこととしました。

4 補助金等の見直し

(1) 県は、社会経済情勢の変化に的確に対応して、補助金等の新設、充実、整理、統合、廃止その他の見直しに努めなければならないこととしました。

(2) 県は、補助金等の見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について検討を行い、適時に、その検討状況を公表するよう努めなければならないこととしました。

ア 補助事業等又は間接補助事業等の性質及び内容

イ 補助金等の交付の目的、必要性及び効果

ウ 補助金等の交付の基準及び額

エ 補助事業者等又は間接補助事業者等の自立の状況、見込み及び可能性

オ 補助金等の交付以外の方法の可能性

カ 地域における公益実現に向けての県及び県以外の者並びに県以外の者相互間の協働の在り方

キ その他必要と認める事項

5 補助金等に係る資料の提出

知事は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるときは、当該見込まれる補助事業者等ごとに次に掲げる事項を内容とする資料を作成し、併せて提出することとしました。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでないこととしました。

ア 補助金等の名称

イ 補助事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ウ 補助金等の交付の予定額及び予定時期

エ 補助事業等の内容

オ 補助金等の交付の目的、根拠及び理由

カ 補助金等の交付に係る公益性の判断及び理由

キ その他知事が必要と認める事項

6 交付決定実績調書

(1) 知事は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し7,000万円以上の補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする補助金等の交付の決定状況を記載した調書（以下「交付決定実績調書」という。）を当該交付の決定の後速やかに議会の定例会に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととしました。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでないこととしました。

ア 補助金等の名称

イ 補助事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ウ 補助金等の交付の決定額

エ 補助事業等の内容（間接補助事業等を含む場合にあっては、当該間接補助事業等の内容を含む。）

オ 補助金等の交付の目的、根拠及び理由

カ 補助金等の交付により実現しようとする政策、施策及び目標

キ 前号の政策及び施策を実現させるための補助金等の交付以外の方法の可能性

ク その他知事が必要と認める事項

(2) (1)のカに掲げる事項については、数値の設定その他の方法により可能な限り客観的に示すよう努めなければならないこととしました。

(3) (1)及び(2)の規定は、補助金等の交付の決定を変更した場合に準用することとしました。

7 評価

(1) 知事は、交付決定実績調書の記載事項について、当該交付の決定に係る会計年度終了後6月以内に、あらかじめ定める基準に従い評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととしました。

(2) 知事は、補助事業等又は間接補助事業等の性質、内容等にかんがみ、(1)の評価の後もなお継続して評価を行う必要があると認めるときは、継続評価実施計画を作成して、評価を行うこととしました。

(3) 知事は、(2)の場合において、継続評価実施計画及び当該継続評価実施計画による評価の結果を議会に報告するとともに、それらの概要を公表することとしました。

8 年次報告

(1) 知事は、毎年1回、前年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしました。

ア 補助金等の交付に係る全体状況

イ 一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付した場合における当該事務事業及び当該補助金等の名称、補助事業者等の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）並びに補助金等の交付の額及び根拠

ウ 立入調査その他の監督の実施状況

エ 補助金等の見直しの状況

オ その他知事が必要と認める事項

(2) (1)のアに掲げる事項については、知事があらかじめ定めるところにより、補助金等の交付に係る分野、目的等の区分を明らかにするものとし、過去の実績との対比等により、明確かつ平易に記述するよう努めなければならないこととしました。

9 議会の措置等

(1) 議会は、知事に対し、議決により7の(2)の規定による継続評価実施計画の作成及び評価を行うよう求めることができることとしました。

(2) 議会は、交付決定実績調書に係る補助金等以外の補助金等について、特に必要があると認めるときは、知事に対し、議決により7の(1)又は(2)の規定による評価に準ずる評価を行うよう求めることができることとしました。この場合においては、7の規定を準用することとしました。

(3) 議会は、必要があると認めるときは、議決により補助金等について評価を行うこととしました。

(4) 議会が(3)の規定による評価を行う場合には、知事、補助事業者等又は間接補助事業者等は、報告、資料の提出その他の協力をすることとしました。

(5) 議長は、(1)から(3)までの議決に係る議案の審査又は調査のため必要があると認めるときは、知事に対し、報告、資料の提出等を求めることとしました。

(6) 議員の定数の12分の1以上の者は、議長に対し、(5)の報告、資料の提出等を求めるよう要請することができることとしました。

(7) 議長は、(6)の規定による要請があったときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、報告、資料の提出等を求めることとしました。

(8) 議会は、7の(1)若しくは(3)の報告又は8の(1)の年次報告について、必要があると認めるときは、知事に対し、議決により意見を述べることができることとしました。

(9) (1)から(3)まで又は(8)の議決があった場合には、知事は、その権限の範囲内において、当該議決の趣旨を尊重するよう努めることとしました。

10 補助事業者等の情報公開

補助金等の交付を受ける補助事業者等で、一の年度における一の補助事業等に対する補助金等の交付の決定の額の合計が7,000万円以上となったものは、当該7,000万円以上となった日から当該補助事業等の完了の日後2年を経過する日までの間、当該補助金等及び当該補助事業等に係る情報の公開に努めることとしました。

11 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。

12 この条例は、平成15年4月1日から施行することとしました。

13 この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしました。

条 例

三重県企業立地促進条例を以下に公布します。

平成十五年三月十七日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第一号

三重県企業立地促進条例

(目的)

第一条 この条例は、県内多くの企業の立地を促進する趣旨を達するに付し、産業構造の高度化及び雇用の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与する目的を

的とする。

(定義)

第二条 」の条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 企業 営利の目的をもつて事業を営む者をいふ。

二 立地 県の誘致により企業が県内に工場その他の事業所を設置し、事業を営む」とをいう。

(県の施策)

第三条 県は、」の条例の目的を達成するために、補助金の交付、資金の融通に関する措置、情報の提供、市町村等との連携による基盤整備その他の立地の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(立地計画の認定)

第四条 立地を行おうとする企業（以下「立地企業」という。）は、規則で定めるところにより、立地に関する計画（以下「立地計画」という。）を作成し、知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受ける」とができる。

2 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 企業の概要

二 立地に係る事業の概要

三 立地の場所及び時期

四 立地に係る用地取得及び設備投資に関する事項

五 立地に伴う雇用に関する事項

六 立地に必要な資金の額及び調達方法

七 立地に係る環境の保全に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その立地計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 産業構造の高度化に寄与すると認められるものとして規則で定める分野又は業種に属する事業を営むものであること。
二 環境の保全について、必要かつ十分な措置がなされているものであること。
三 当該立地計画に係る投資規模、雇用規模等が事業の種類に応じて規則で定める基準を満たすものである」と。

4 第一項の規定による立地計画の認定を受けた立地企業（以下「認定企業」という。）は、当該認定に係る立地計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

(補助金の交付)

第五条 知事は、認定企業が認定に係る立地計画（前条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて立地を行う場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定企業に対して、予算の範囲内で補助金を

交付する」とができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付する」とができる。
- (地位の承継)

第六条 合併、分割その他の事由により認定企業から認定計画に係る事業の全部を承継した企業は、その認定企業の地位を承継するものとする。

- 2 前項の規定により認定企業の地位を承継した企業は、規則で定めるといふにより知事に届け出なければならない。
- (認定の取消し等)

第七条 知事は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 認定計画に係る事業の休止又は廃止その他の事由により当該認定計画に従つて立地を行つていないとき。
- 二 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十条の規定による届出をしなかつたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消した企業が第五条第一項の規定による補助金の交付を受けているときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。
- (環境への配慮等)

第八条 認定企業は、周辺地域の環境の保全について十分な配慮を行ふとともに、国、県、市町村等が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(報告の徴収等)

第九条 知事は、認定企業に対し、認定計画の実施状況について報告を求め、又はその職員に事業所に立ち入り、関係帳簿等を調査させることができる。

(届出)

第十条 認定企業は、認定計画に係る事業を休止し、又は廃止しようとするときその他の規則で定めるときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(市町村等に対する措置)

第十二条 知事は、市町村等による立地の促進に係る施策の円滑な実施が図られるように、必要な措置を講ずることができる。

(資金の融通に関する措置)

第十三条 知事は、立地に係る用地取得、設備投資等を行う立地企業に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の規定により講ずる措置の内容については、知事が定める。

(援助)

第十四条 知事は、立地企業に対し、円滑な立地を図るために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

三重県自然環境保全条例をこのに公布します。

平成十五年三月十七日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第二回

三重県自然環境保全条例

三重県自然環境保全条例（昭和四十八年三重県条例第四十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 自然環境保全基本方針（第六条）

第三章 多様な自然環境の保全

第一節 多様な自然環境の保全に関する施策（第七条）

第二節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全（第八条—第十五条）

第三節 森林環境の保全（第十六条）

第四章 生物の多様性の確保

第一節 生物の多様性の確保に関する施策（第十七条）

第二節 三重県指定希少野生動植物種の指定（第十八条—第二十一条）

第三節 三重県希少野生動植物監視地区の指定（第二十二条—第二十四条）

第四節 移入種の放逐等の禁止等（第二十五条・第二十六条）

第五章 自然とのふれあいの確保

第一節 自然とのふれあいの場の確保等（第二十七条・第二十八条）

第二節 自然環境の保全活動の促進（第二十九条—第三十一条）

第三節 緑化の促進（第三十二条）

第六章 開発との調整（第三十三条—第三十七条）

第七章 三重県自然環境保全審議会（第三十八条—第四十三条）

第八章 雜則（第四十四条—第五十条）

第九章 罰則（第五十一条—第五十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的とする。

(県等の責務及び協働)

第二条 県、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県は、市町村に対し、県と協働して自然環境の適正な保全が図られるように努めることを求めるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(基礎調査の実施及び普及啓発等)

第四条 県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物に関する事項その他自然環境の保全のために必要な事項について定期的に調査するとともに、自然環境の保全に関する研究を行うよう努めるものとする。

2 県は、自然環境の保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然環境の保全に関する必要な情報の提供及び普及啓発に努めるものとする。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第二章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第六条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

- 1 自然環境の保全に関する基本構想
- 2 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項
- 3 生物の多様性の確保に関する基本的な事項
- 4 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する基本的な事項
- 6 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 7 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 前二項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

第三章 多様な自然環境の保全

第一節 多様な自然環境の保全に関する施策

(多様な自然環境の保全に関する施策)

第七条 県は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体的に保全されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全

(三重県自然環境保全地域の指定)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的・社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを三重県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

一 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域

三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

四 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前三号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

2 次の各号に掲げる区域は、保全地域の区域に含まれないものとする。

一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

二 自然公園法（昭和三十二年法律第六百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域

3 知事は、第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過するまでの間、その案を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過するまでの間に、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

9 第三項前段及び前二項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項後段及び第四項から第六項までの規定は保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。
(保全計画の決定)

第九条 知事は、保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画（以下「保全計画」という。）を決定するものとする。

2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全する必要がある自然環境の特質その他保全地域における自然環境の保全に関する基本的な